

山下汽船	彌生丸	七月卅日	司厨員増員	月給三十圓のグリーンバンドを臨時増員
小栗合資	吉浦丸	七月三十日	最低賃銀不實施	實施
栗林汽船	社船全部	八月一日	危険手当	ガソリン揮發油、火薬類、回百噸以下一噸一錢二厘、同以上給料の二割
秋田汽船	第三萬世丸	八月二日	水夫見習繰上反對	本員雇入
日魯漁業	様名丸	八月四日	農林省備船中待遇	協定
栲木商事	日出丸	八月五日	御用船手當	期間中本給の一割五分
藤間船舶	千島丸	八月六日	廻航條件	一、病氣公傷等の場合は商法及一般慣例に依り、普通十五圓、大阪へ直行の上解散の場合、食料金は都合で二ヶ月前後に互に乘船日數に到るときは給料の外に五日分を謝する事
原 商 事	第七眞盛丸	八月十二日	メスルームボーイ補充	水夫見習(實係五ヶ月)を繰越せしめ新に見習を雇入れた事に反對交渉の結果新規に雇入れて見習を下船せしめた
日魯漁業	仲積船	八月十五日	船内荷役賃	箱入能一箱につき二錢、箱入筋子一箱につき一錢、米依につき二錢、籠一依につき二錢、二錢、空籠及空籠蓋一箱につき五厘、雜貨大箱につき二錢、同小一箱につき一錢、五厘、梅一箱につき二錢、同小一箱につき一錢、五厘、散魚百石につき四圓、夜荷役(午後六時より午前三時迄)のときは右の二割
大和汽船	大和丸	八月十八日	協定給料不拂組合統制擾亂	題及して協定額を支給、統制擾亂者下船
千代田汽船	富士丸	八月廿一日	日支船員交替	交替
尾崎汽船	三星丸	八月廿一日	協同會無職、非組合員船員雇入反對	要求貫徹

川崎汽船	東祥丸	八月廿一日	危険手当(揮發油積載)	本給の二割を計算
日の出汽船	相州丸	八月廿一日	同(火薬積載)	同上、荷揚賃は一ヶ五錢支給
栲木商事	千壽丸	八月廿一日	増給	五圓増給
樺太汽船	第十平榮丸	八月廿一日	給料不拂、機關部一名増員	給料(七月分)船戸港にて支給、増員はドック迄に給料(七月分)船戸港にて支給、増員はドック迄に給料(七月分)船戸港にて支給、増員はドック迄に給料(七月分)船戸港にて支給
新 盛 舍	第二神州丸	八月廿二日	危険手当(揮發油積載)	本給二割支給
共立汽船	福榮丸	八月廿八日	日支船員交替	缺員の際日本人船員雇入
片桐汽船	チヨイサン丸	八月卅日	石炭練質及繋船解雇手當	練質二百圓、解雇手當は航海期間が三月半なるため各一ヶ月分、放費各五圓
林 康 三	公福丸	九月三日	危険手当	本船船見より噸箱經由小樽行にて揮發油ドラム入、二圓五十錢、噸箱六圓、石油六圓、同箱入六圓、尙積載に關し同船長と左記條件の通り決定、ガソリン、揮發油、火薬類積載手當一回百噸以下一圓につき金一錢、二厘、一回百噸以上積載日より船即日迄給料の二割を支給
日本タンカー	瑞洋丸	九月三日	臨時航海條件協定	給食料は平素通り、航海手當は八月末日で打ち切り
齋藤合名	壽滿丸	九月三日	給食料低下反對	貫徹
日本タンカー	昭洋丸	九月七日	臨時航海條件協定	給食料平素通り、ボーラー掃除賃二十五圓
太平洋漁業	信神丸	九月八日	待遇	番人數甲板部水夫長外三名、機關部水夫長外三名、給料水夫長月額五十圓、他は平均四十圓、食料月額十二圓
栗林汽船	夕映丸	九月十一日	船室改善	要求貫徹
原 商 事	第五眞盛丸	九月十日	危険手当(揮發油積載)	本給の二割支給